

## 利益制限契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は、利益制限付確定金額とする。

(利益制限付確定金額)

第2条 利益制限付確定金額とは、乙がこの契約の履行により適正利益を超える利益(以下「超過利益」という。)を得た場合は、この特約条項の定めるところにより、当該超過利益に相当する金額を返納させることを条件とする金額をいう。

(実際価格報告書の提出)

第3条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、その役務又は製造に要した実際価格報告書(3部)に必要な資料を添付し、甲に提出しなければならない。

2 前項の実際価格報告書は、乙がこの契約のために支出又は負担した費用に乙が定めた利益を加えた金額(以下「実際価格」という。)を基に作成する。

(実績価格の決定)

第4条 甲は、前条により実際価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し、実績価格を決定する。

2 甲は、前条第1項に定める期日までに乙が実際価格報告書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

(超過利益)

第5条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算規則の提出等)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則(以下「計算規則」という。)を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前3項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(官給変更に伴う契約金額の変更)

第7条 部品、材料等のうち官給の変更により契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(超過利益の返納請求等)

第8条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

2 乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、年3パーセントの延滞料を加算して納付するものとする。